

令和4年度第2回大府市国民健康保険運営協議会（10名） 要点記録

開催日時	令和5年1月17日（火） 午後 1時 30分 開会 午後 3時 00分 閉会			
場所	大府市役所 5階 全員協議会室			
出席者	会長	栗山美親	委員	大角優理子
	副会長	大川祥子	〃	櫻井淳子
	委員	織田悦子	〃	安藤広重
	〃	花井伊壽美	〃	松本典子
	〃	上村孝法		
	〃	近藤和彦		
欠席者	委員	伴初美		
理事者	市長	岡村秀人		
	副市長	山内健次		
事務局	福祉部長	猪飼健祐		
	保険医療課長	田中嘉章		
	保険医療課係長	久野倫太郎		
	保険医療課主任	伊藤雄司		
	〃	木村美孔		
	〃	山内有里菜		

1 会長あいさつ

○会長 「あいさつ」

2 市長あいさつ

○市長 「あいさつ」

3 諮問

○会長

議事に入ります前に、この審議会は大府市国民健康保険運営協議会規則第8条の規定に基づき、非公開とすることができるとされています。

今回の議題は、次第4の(1)「諮問第1号 出産育児一時金の支給額の改定について」以降の内容は、非公開とさせていただきたいと思いますが、異議はございませんか。

(異議なし)

異議はないようですので、次第4の(1)「諮問第1号 出産育児一時金の支給額の改定について」以降の内容は、非公開といたしますのでよろしくをお願いします。

それでは、次第の3 諮問(1)から(3)について一括して行います。

○市長 「諮問書の朗読」

○会長

ただいま市長より諮問書をいただきました。市長は審議に加わらないという慣例により、ここで退席していただきます。

(市長退席)

4 議題

○会長

では、議事を進めてまいります。次第4 議題(1)の「諮問第1号 出産育児一時金の支給額の改定」について事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、議題(1)の「諮問第1号 出産育児一時金の支給額の改定」について資料No.1に沿って説明させていただきます。

(資料に基づき説明)

○会長

ただいま事務局から説明がございました出産育児一時金の支給額の改定について、質問がございましたらお願いいたします。

○委員

50万円に引き上げるという話は3年ほど前からあがっていたと思いますが、やっと引き上げが叶ったと思っております。病院等によりますが、3年前の時点ですでに出産費用は50万円を超えていることもありましたので、引き上げられるのは良いことだと思います。

○事務局

出産費用についてお話いただきましたが、厚生労働省の統計で、令和3年度の全国平均としては、47万3,315円ということです。

○委員

確認ですが、48万8,000円が産んだ人のところに充てられて、1万2,000円が産科医療保障制度に充てられるということでしょうか。

○事務局

そのとおりです。

○委員

出産のときいくらかかったのかと思いながら聞いていましたが、もらえるお金が多くなるというのは、出産する側にとっては本当に心強いことだと思うので、大変ありがたいことだと思います。

○委員

平均47万3,315円ということですが、病院によってばらつきがあると思います。それは個人の方が選択されると思われませんが、費用がかかることには間違いなく、結構大変だと思いますので、金額も妥当だと思います。

○会長

ほかにごいませんか。

それではほかにも質問もないようですので、諮問第1号について、お諮りいたします。

このことについて、事務局の説明であったように、原案どおり市長に答申することに賛成

の方挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会長

挙手全員であります。よって、原案のとおり可決いたします。

それでは、ただいまから事務局で答申書を用意いたしますのでしばらくお待ちください。

(事務局 答申書(案)を委員に配布する。)

○会長

それでは答申書の確認を行いたいと思います。

事務局から答申案の朗読をお願いいたします。

○事務局 「答申案の朗読」

○会長

それでは、お諮りいたします。

諮問に対します答申案について、ただいま事務局より朗読させていただきましたとおり決定することに異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○会長

異議なしの声をいただきました。よって答申の内容につきましては、ただいま朗読しましたとおりに決定いたします。

それでは続いて次第の4 議題の(2)「諮問第2号 国民健康保険税限度額の改定について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、議題の(2)「諮問第2号 国民健康保険税限度額の改定」について資料 No. 2に沿って説明させていただきます。

(資料に基づき説明)

○会長

ただいま説明のございました国民健康保険税限度額の改定について、質問がございましたらお願いいたします。

○委員

後の説明で、据え置く場合があるということですが、どういう場合かもう一度説明をお願いいたします。

○事務局

本市の臨時会で限度額について決定を行うのですが、臨時会自体が開かれなかった場合は、限度額は引き上げをせずに現行のまま令和5年度も進めるということになります。

○委員

医療、支援金、介護と3つに分かれていると思うのですが、医療と介護は変わらないということは、何かあるのでしょうか。

○事務局

内訳についても、法定限度額に合わせた数字になっております。法定限度額を超えて限度額を設定することはできないので、内訳も合わせた状態になっております。

○事務局

医療というのは保険証を使って病院にかかったときに医療費に充てるお金、支援金というのは後期高齢の保険に一部若者世代が負担して充てるお金、介護は介護保険に充てるお金という内訳になっております。今回は、後期高齢に充てるお金を上げたいということですが、国の説明にもあるとおり、全世代型の制度改革を進め、高齢者にも相応の負担を求めるとというのが今回の改正のポイントになっておりますので、その一連の流れから支援金分の引き上げになっております。

○委員

102万円、104万円というのは、給料がこれを超えると保険料がとられるという限度額でしょうか。

○事務局

こちらの102万円、104万円というのは、国民健康保険税を支払う金額の最高金額という意味になります。収入が多い方については、通常の税率で計算をしますと、102万円、104万円を超える税額が計算されることがあるのですが、そういう方は、今回でいうところの104万円を超えた部分は支払わなくてもよい、上限で打ち止めされるような金額と

なっております。

○委員

その104万円のうちの65万円は医療費で使うということですか。例えば、医療費で80万円は使えないということでしょうか。

○事務局

そのとおりです。

○会長

ほかにございませんか。

それではほかにも質問もないようですので、諮問第2号についてお諮りいたします。

このことについて、事務局の説明があったように、原案どおり市長に答申することに賛成の方挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会長

挙手全員であります。よって原案どおり可決いたします。

それでは、ただいまから事務局で答申書を用意いたしますのでしばらくお待ちください。

(事務局 答申書(案)を委員に配布する。)

○会長

それでは答申書の確認を行いたいと思います。

事務局から答申案の朗読をお願いいたします。

○事務局 「答申案の朗読」

○会長

それでは、お諮りいたします。

諮問に対します答申案について、ただいま事務局より朗読させていただきましたとおり決定することに異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○会長

異議なしの声をいただきました。よって答申の内容につきましては、ただいま朗読しましたとおりに決定いたします。

それでは続いて次第の4 議題の(3)「諮問第3号 国民健康保険税の軽減制度の拡大」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、議題の(3)「諮問第3号 国民健康保険税の軽減制度の拡大」について資料No. 3に沿って説明させていただきます。

(資料に基づき説明)

○会長

ただいま説明のございました国民健康保険税軽減制度の拡大について、質問がございましたらお願いいたします。

○委員

困っている方に少しでも軽減措置をとということですよ。それが増えるということはとてもよいことだと思います。

○委員

臨時会で改定されるということで、臨時会とはどういったものですか。

○事務局

大府市議会の臨時会のことです。年4回の定例会とは別に臨時会を大府市の場合は3月31日に予定しております。3月は定例会もあるのですが、その時点で法律の改正が間に合わなくて、法律の改正を待ってから議決をしようとする3月の末にやるしかないという状況です。

○委員

減額分は、国や県の補てんとなるのですか。これは何割ずつと決められているのでしょうか。

○事務局

国と県からの負担金ですが、保険者支援分とって、具体的に軽減した金額そのものがもらえるものとは違って低所得者層の世帯の数に応じていただけるものと、実際に軽減をし

た金額に応じてもらえるものがあります。それぞれ国と県と負担していただける金額を合わせて4分の3、残りの4分の1を市町村で負担するものになります。

○委員

低所得者というのは主に年金生活者を対象にしているのですか。

○事務局

資料のモデルケースは年金所得者をあげているのですが、年金所得者と決まっているのではなく、所得が少なければ、給与所得者、営業所得者等も対象になります。

○委員

減額制度の対象になる世帯というのは、大府市でだいたい何割くらいいるのでしょうか。

○事務局

試算をしたときの大府市の国保に加入している世帯数として9,486世帯。そのうちの7割軽減の対象が2,059世帯、5割軽減の対象が1,212世帯、2割軽減の対象が1,254世帯、それ以外が軽減対象外世帯となっております。

○委員

基準の収入というのは、1年前の収入によるということよろしいでしょうか。

○事務局

そのとおりです。例えば令和4年度の国民健康保険税を計算するにあたっての収入は、令和3年中の収入からになります。

○会長

ほかにございませんか。

それではほかにも質問もないようですので、諮問第3号についてお諮りいたします。

このことについて、事務局の説明があったように、原案どおり市長に答申することに賛成の方挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会長

挙手全員であります。よって原案どおり可決いたします。

それでは、ただいまから事務局で答申書を用意いたしますのでしばらくお待ちください。



(事務局 答申書(案)を委員に配布する。)

○会長

それでは答申書の確認を行いたいと思います。  
事務局から答申案の朗読をお願いいたします。

○事務局 「答申案の朗読」

○会長

それでは、お諮りいたします。  
諮問に対します答申案について、ただいま事務局より朗読させていただきましたとおり決定することに異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○会長

異議なしの声をいただきました。よって答申の内容につきましては、ただいま朗読しましたとおりに決定いたします。

## 5 答申

(市長入室)

○事務局

それでは、次第5として、会長から答申をいただきます。

○会長 「答申書 朗読」

○市長 「あいさつ」

## 6 その他

○会長

続いて、次第の6 その他に移ります。事務局から何かありますか。

○事務局

ありません。

○会長

それでは、これもちまして議事を終わらせていただきます。事務局においては議事録の作成をお願いします。

委員の皆様には、議事進行のご協力ありがとうございました。事務局へ進行をお返しします。

○事務局

以上をもちまして、令和4年度第2回国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。ご協力ありがとうございました。

委員の皆様、気をつけてお帰りください。

上記のとおり、要点記録を確認した。

令和5年2月2日

会 長 栗 山 美 親